

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成25年6月3日
【会社名】	アルビス株式会社
【英訳名】	ALBIS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大森 実
【本店の所在の場所】	富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地
【電話番号】	0766(56)7200(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 池田 和男
【最寄りの連絡場所】	富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地
【電話番号】	0766(56)7200(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 池田 和男
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、平成25年6月3日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

イ 銘柄 アルビス株式会社 第5回新株予約権

ロ 新株予約権の内容

(1) 発行数

700個

(2) 発行価格

新株予約権1個と引換えに払い込む金銭の額は、新株予約権の割当日において、外部の専門家がモンテカルロシミュレーションで算定した公正価額とする。

(3) 発行価額の総額

未定

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

新株予約権1個当たりの新株予約権の目的である株式の数（以下「目的株式数」という）は、当初1,000株とする。

新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式700,000株とする。

当社が株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{無償割当、分割または併合の比率}$$

当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における株式会社名古屋証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.10を乗じた価額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の割当日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ取引が成立した日の終値）を下回る場合は、当該日の終値とする。

前号の規定にかかわらず、下記(7)の規定により新株予約権者が新株予約権を行使しなければならない行使価額は、新株予約権の割当日における終値に0.8を乗じた価額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

当社が株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式無償割当、分割または併合の比率}}$$

当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

(6) 新株予約権の行使期間

平成25年6月19日から平成30年6月18日までの期間とする

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使期間中に、終値が新株予約権の割当日における終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ取引が成立した日の終値）に0.5を乗じた価額以下となった場合、その時から3か月以内に、新株予約権者は、残存するすべての新株予約権を(5)に定める行使価額で行使しなければならないものとする。

新株予約権者は、新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降新株予約権を行使することができない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
前各号の他、新株予約権の行使の条件は、当社取締役会において定める。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする)、その余を資本準備金として計上する。

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

ハ 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役 5名 620個(620,000株)

当社執行役員 2名 80個(80,000株)

ニ 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取

締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

以上